

第 1 問 答案用紙< 1 >

(租 税 法)

問題 1

問 1

B 法人は内国法人である公益法人等であるため、収益事業から生じた所得以外の所得については、法人税を課されない。そのため、A 社から収受した剰余金の配当については、法人税を課されない。また、所得税額控除の適用もない。(法人税法 7 条, 68 条 2 項)

問 2

A 社が代表取締役 Q に対し支払った毎月 30 万円の給与は、事実を偽装して経理することにより支給された給与である。そのため、その全額が損金の額に算入されない。
(法人税法 34 条 3 項)

問 3

R は P と生計を一にする配偶者である。そのため、P から R へと支払われた賃金は、P の事業所得の計算上、必要経費に算入されない。また、当該賃金の支払いは、R の給与所得の計算上ないものとみなす。
(所得税法 56 条)

問 4

A 社が E 社に支払った役務の提供の対価は、国内における特定課税仕入れに該当する。そのため、A 社は対価である 1 億円を課税標準に含めて、課税標準額に対する消費税額を計算する。また、当該支払額は仕入税額控除の対象となる。(消費税法 4 条 3 項 3 号, 5 条 1 項, 28 条 2 項, 30 条 1 項 2 号)

第 1 問 答案用紙< 2 >

(租 税 法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	×	A社は、平成30課税期間において基準期間がない法人に該当し、 資本金の額が1,000万円以上であるため、消費税の納税義務は免除 されない。(消費税法12条の2第1項)
②	×	Pが行ったA社への土地甲の贈与は、法人に対する贈与であるた め、贈与時における時価10億円がPの譲渡所得の総収入金額に算入 される。(所得税法59条1項1号)
③	×	A社の土地甲の評価換えによる帳簿価額を減額した金額は、令和元 事業年度の損金の額に算入しない。また、令和元事業年度以後の帳簿 価額は、その減額をなかったものとみなす。(法人税法33条1項6項)
④	×	A社の機械の購入に係る外貨建取引の金額の円換算額は、取引を 行った時における外国為替の売買相場により換算した金額である。 (法人税法61条の8第1項)
⑤	×	C社がA社から受け取った金銭配当については益金の額に算入し ないため、配当控除の適用はない。なお、Pについては配当控除が 適用される。(法人税法23条1項1号6項、所得税法92条)

第 2 問 答案用紙< 1 >

(租 税 法)

問題 1

(単位：円)

	
当期純利益の金額	加算すべき金額	減算すべき金額
(租税公課に関する申告調整)		
[資料]2. の(2)及び(3)について	, ,	24, 110, 000
[資料]2. の(4)及び(5)について	152, 170, 000	, ,
[資料]2. の(6)及び(7)について	45, 000	, ,
[資料]2. の(8)について	5, 800, 000	, ,
(受取配当等に関する申告調整)	, ,	1, 071, 000
(源泉所得税等に関する申告調整)	192, 529	, ,
(減価償却資産等に関する申告調整)		
[資料]4. の(1)①について	8, 500, 000	, ,
[資料]4. の(1)②について	286, 800	, ,
[資料]4. の(1)③について	2, 829, 500	, ,
[資料]4. の(1)④について	, ,	17, 351, 250
[資料]4. の(1)⑤について	80, 000	, ,
(役員給与に関する申告調整)	6, 600, 000	, ,

第 2 問 答案用紙< 2 >

(租 税 法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(交際費等に関する申告調整)	3,135,000	, ,
(寄附金に関する申告調整)		
[資料]7. の(1)について	950,000	, ,
支出寄附金の損金算入限度額超過額	2,375,000 ^(※)	, ,
(有価証券に関する申告調整)		
[資料]8. の(1)及び(2)について	, ,	42,106
[資料]8. の(3)及び(4)について	4,500,000	, ,
(棚卸資産に関する申告調整)	2,320,000	, ,
(貸倒引当金に関する申告調整)	5,000,000	, ,
(子会社との取引に関する申告調整)	, ,	2,102,000
所得金額	

(※) 問題文の資料「7. 寄附金に関する事項(4)」に記載されている「寄附金の損金算入限度額の計算の基礎となる所得の金額は 470,000,000 円とする。」という文言について、以下の2つの解釈の仕方があると考えられる。

- ① 当該金額を別表四の仮計の金額とする場合
この場合、答えは 2,339,375 円 (加算) となる。
- ② 当該金額を別表四の仮計の金額に支出寄附金の金額を加算した金額とする場合
この場合、答えは 2,375,000 円 (加算) となる。

第 2 問 答案用紙< 3 >

(租 税 法)

問題 2

(単位：円)

[問] 1

(1) 事業所得の必要経費の金額	10,740,000
(2) 事業所得の金額	6,610,000
(3) 給与所得の金額	7,050,000
(4) 総所得金額の計算に含まれる譲渡所得の金額	100,000
(5) 分離課税の所得に対する所得税額	150,000
(6) 社会保険料控除の金額	1,300,000
(7) 医療費控除の金額	130,000

(単位：円)

[問] 2

(1) 不動産所得の金額	2,000,000
(2) 不動産所得以外の総合課税の所得の金額の合計額	2,610,000
(3) 配当控除の金額	14,500

第 2 問 答案用紙< 4 >

(租 税 法)

問題 3

(単位：円)

[問]

(1) 課税標準額に対する消費税額	452,439,000
(2) 課税売上割合の計算式の分子の金額	5,979,100,000
(3) 課税売上割合の計算式の分母の金額	6,013,321,000
(4) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額	392,823,600
(5) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等のみ要するもの	390,015,600
(6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等のみ要するもの	390,000
(7) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの	2,418,000
(8) 調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整額	△23,100
(9) 売上げの返還等対価に係る税額	3,229,200
(10) 貸倒れに係る税額	504,000